

作成日 2000年 8月 21日

改定日 2006年 12月 1日

## 製品安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名	クボタ G 30
	主用途として、4サイクルガソリンエンジン用
会社名	昭和シェル石油株式会社
住所	東京都港区台場2-3-2
担当部門	技術商品部
電話番号	03-5531-5766
FAX番号	03-5531-5768
緊急連絡先	技術商品部 電話番号03-5531-5766 受付時間月曜日～金曜日 9:00-17:30
整理番号	418635

### 2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	石油系炭化水素及び添加剤
成分及び含有量	潤滑油基油 90～95質量% 潤滑油添加剤 5～10質量%
化学特性（化学式）	特定できない。
官報公示整理番号	企業秘密なので記載できない。
CAS No.	企業秘密なので記載できない。
危険有害成分	
化学物質管理促進法	非該当
労働安全衛生法	第57条の2 通知対象物 政令番号第168号 鉱油 90～100質量%
毒物劇物取締法	対象物ではない。

### 3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性:	・ 可燃性の液体。
有害性:	・ 現在のところ有用な情報なし。
環境影響:	・ 現在のところ有用な情報なし。
物理的及び化学的危険性:	・ 可燃性があるので火気に注意する。

特定の危険有害性:

- 主要な徴候: ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - 分類の名称 (分類基準は日本式): ・ 分類の基準に該当しない。
  - 想定される非常事態の概要: ・ 現在のところ有用な情報なし。
- 

4. 応急措置

- 吸入した場合: ・ 新鮮な空気のある場所に移す。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、必要なら医師の手当てを受ける。
  - 皮膚に付着した場合: ・ 石鹼と水で付着した部分を洗う。
  - 目に入った場合: ・ 清浄な水で最低15分間目を洗浄した後、医師の手当てを受ける。
  - 飲み込んだ場合: ・ 無理に吐かせないで、速やかに医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分洗う。(文献2)
  - 最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報: ・ 飲み込むと、下痢、嘔吐する可能性がある。  
・ 目に入ると炎症を起こす可能性がある。  
・ 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。  
・ ミストを吸入すると気分が悪くなることもある。
  - 応急措置をする者の保護: ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - 医師に対する特別注意事項: ・ 現在のところ有用な情報なし。
- 

5. 火災時の措置

- 消火剤:
    1. 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
    2. 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
    3. 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
  - 使ってはならない消火剤: ・ 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。
  - 火災時の特定危険有害性: ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - 特定の消火方法:
    1. 火元への燃焼源を断つ。
    2. 周囲の設備等に散水して冷却する。
    3. 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
  - 消火を行う者の保護: ・ 消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。
-

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項： ・ 作業の際には消火用保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項： 1. 河川・下水道等に排出されないよう注意する。  
2. 海上の場合、薬剤を用いる場合には、運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 除去方法： 1. 周辺の着火源を速やかに取り除く。  
2. 少量の場合は、土砂、ウエス等に吸収させ回収し、その後完全に拭き取る。  
3. 大量の場合は、漏油下場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。漏洩した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器等に回収する。  
4. 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸収マットなどで吸い取る。薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 二次災害の防止策： 1. 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。  
2. 周辺の着火源を取り除く。
- 

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い：
- 技術的対策： 1. 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。  
2. 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。  
3. 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。  
4. 危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。  
5. 容器から取り出す時はポンプなどを使用すること、細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。  
6. 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。  
7. ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。  
8. 容器は必ず密閉する。
- 注意事項： 1. 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気および火気などへの注意が必要である。

- 安全取扱い注意事項:
2. 使用したエンジン油に長期間触れた場合、動物実験では、皮膚がんになる可能性があることが報告されている。
  1. 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
  2. ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
- 保管:
- 適切な保管条件:
1. 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
  2. 危険物の表示をして保管する。
  3. 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
- 適切な技術的対策:
- ・ 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 注意事項:
- ・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
- 安全な容器包装材料:
1. 空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
  2. 容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策:
1. ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
  2. 取扱い場所の近くに眼の洗浄及び身体洗浄の為の設備を設置する。
- 管理濃度:
- ・ 設定されていない（作業環境評価基準：労働省告示第 26 号、平成 7 年 3 月 27 日）
- 許容濃度:
- ・ 鉱油ミスト  
日本産業衛生学会（2004年度版） $3\text{mg}/\text{m}^3$ （文献3）  
ACGIH（2004年度版）  
時間加重平均(TWA)値  $5\text{mg}/\text{m}^3$ （文献4）
- 保護具:
- 呼吸器用の保護具:
- ・ 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
- 手の保護具:
- ・ 長期間又は繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
- 目の保護具:
- ・ 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具:
- ・ 長期間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。
- 適切な衛生対策:
- ・ 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 物理的状态

形状:	液体
色:	褐色
臭い:	臭気あり

### 物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

凝固点:	データなし (流動点: -22.5°C以下)
分解温度:	データなし
引火点:	200°C以上 (COC)
発火点:	データなし

### 爆発特性

爆発限界	下限: 1容量% (推定値) 上限: 7容量% (推定値)
蒸気密度:	データなし
密度:	約 0.89 g/cm <sup>3</sup> (15°C)

### 溶解性

水に対する溶解性	不溶
オクタノール/水分配係数	データなし

### その他のデータ

揮発性	なし
初留点:	250°C以上
流動点:	-22.5°C以下

## 10. 安定性及び反応性

安定性:	・ 通常の条件では安定。
反応性:	・ 強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件:	・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。
避けるべき材料:	・ 現在のところ有用な情報なし。
危険有害な分解生成物:	・ 現在のところ有用な情報なし。
その他:	・ 現在のところ有用な情報なし。

## 11. 有害性情報

急性毒性:	・ 経口 ラット LD <sub>50</sub> 5g/kg以上 (推定値)
局所効果:	・ 長期間又は繰り返し皮膚、目に接触した場合は刺激性の恐れがある。 ・ 皮膚腐食性はなし。
感作性:	・ 現在のところ有用な情報なし。

- 慢性毒性・長期毒性：  
発がん性：
- ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - ・ 基油：  
OSHAによる評価：「使用している基油は高度精製基油であり、IARCでは、グループ 3 に分類(ヒトに対して発がん性について分類できない)」(文献5)  
EUによる評価：発がん性物質としての分類は適用される必要はない。
  - ・ 添加剤：  
現在のところ有用な情報なし。
  - ・ (注)：エンジン油の場合「使用したエンジン油に長期間触れた場合、動物実験では、皮膚がんになる可能性があることが報告されている。」
- 変異原性：  
催奇形性：  
生殖毒性：  
その他：
- ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - ・ 飲み込むと下痢、嘔吐する可能性がある。
  - ・ 目に入ると炎症を起こす可能性がある。
  - ・ 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
  - ・ ミストを吸入すると気分が悪くなることもある。
  - ・ 水と反応して有害なガスを発生する等の情報は現在のところ有用な情報なし。

---

## 12. 環境影響情報

- 移動性：  
残留性/分解性：  
生体蓄積性：  
生態毒性：  
魚毒性：  
その他：
- ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - ・ 現在のところ有用な情報なし。
  - ・ 現在のところ有用な情報なし。

---

## 13. 廃棄上の注意

1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
2. 投棄禁止。
3. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。

#### 14. 輸送上の注意

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 国内規制:           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。</li> </ul>  |
| 陸上:             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法（第4類 第四石油類）（液体）（危険等級Ⅲ）<br/>                     容器：危険物の規制に関する規則別表第3の2<br/>                         金属製ドラム（250L）、金属製容器（60L）等<br/>                     （注）：容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主確認すること。</li> <li>・ 容器表示：一 危険物の品名、危険物、第4類第四石油類、<br/>                                         危険等級Ⅲ、潤滑油<br/>                                         二（数量）<br/>                                         三 火気厳禁</li> <li>・ 労働安全衛生法 通知対象物</li> </ul> |
| 海上:             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶安全法 非危険物 個別運送およびバラ積み運送に於いて。</li> </ul>   |
| 航空:             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空法 非危険物</li> </ul>  |
| 国連分類:           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連の分類基準に該当せず。</li> </ul>   |
| 国連番号:           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし。</li> </ul>   |
| 追加の規制:          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のところ有用な情報なし。</li> </ul>  |
| 輸送の特定の安全対策及び条件: | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「火気注意」。(引火点70℃以上の液体)</li> <li>2. 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。</li> <li>3. 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車両に標識を備える。また、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。</li> <li>4. 第1類及び第6類の危険物及び高圧ガスとを混載しない。</li> <li>5. その他関係法令の定めるところに従う。</li> </ol>   |

#### 15. 適用法令

消防法	危険物第4類第四石油類（非水溶性）
労働安全衛生法	通知対象物
海洋汚染防止法	油分排出規制（原則禁止）
下水道法	鉱油類排出規制（5mg/L）
水質汚濁防止法	油分排出規制（5mg/L 許容濃度） ノルマルヘキサン抽出分として検出される
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物規則（拡散、流出の禁止）

## 16. その他の情報

### 引用文献

1. ANSI Z 129.1-1994 American National Standards Institute. (米国国家規格協会)
2. 新・絵で見る中毒110番 (保健同人社)
3. 許容濃度の勧告 (2004) 日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
4. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2004)
5. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS : VOLUME 33
6. EC理事会指令「67/548/EEC」の付属書 I「危険な物質リスト」
7. 製品安全データシートの作成指針 (改訂版)(日本化学工業協会)

---

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者提供されるものです。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。